



PTA活動を円滑に推進するための留意事項について

毎年、県民の方からPTAに関する問合せが多数あります。PTA活動を円滑に推進していただくため、下記のチェックリストを参考にしてください。

□ 1. PTAへの入会は任意であることを保護者に周知している。

PTAの入会は任意であり義務はありません。また、入会や退会については、本人の意思によるものですので、強要することは望ましくありません。

→PTAの意義や活動内容を事前に周知し、入会をお願いすることが大切です。また、周知の方法としては、入退会は自由である旨を明記したPTA規約等を事前(入学説明会等)に各保護者へ配布し、PTA会長等から説明することが考えられます。

□ 2. PTAの加入方法や会費の徴収方法等を事前に周知している。

PTAへの入会方法が周知されていない場合は、入会が無効とみなされる可能性があります。また、保護者の意思に反して、又は意思の確認をせずに、会費を徴収したり、活動を強制したりすることは、会費の返還を求めた提訴につながったり、違法であるとみなされたりする可能性があります。

→事前に、PTAへの加入方法やPTA会費の徴収方法等について説明を行うことが必要です。入会届に会費の徴収等について明記し、保護者の署名押印等により提出していただく等の対応が必要です。学校が知り得た個人情報(住所、連絡先、口座番号等)を保護者の了解なしにPTAの加入や会費の徴収に用いることは目的外使用となります。

□ 3. PTA会員ではない保護者の児童生徒に対しても教育的配慮をしている。

PTAは、会員の児童生徒のために活動するのではなく、その学校に在籍している全ての児童生徒のために活動する団体です。PTA会員ではない保護者の児童生徒が不利益を被ることや差別が行われた場合は、人権問題になる可能性があります。

→PTA活動は、保護者がPTA会員であるか否かを前提とせず、全児童生徒を対象にする必要があります。なお、非会員の保護者の児童生徒に対してPTAから記念品を配布する等の場合は、案件ごとに保護者から実費を徴収している事例があります。

□ 4. PTAの役員選定の方法を事前に説明し、各保護者の事情に十分に配慮している。

あらかじめ説明もなく、役員を決めて活動を強制することは、違法とみなされる可能性があります。→事前に役員の選定方法や活動内容の説明をPTA会長等が行う必要があります。また、役員活動については、無理のない内容や時間を検討し、事情がある方には、できる範囲でできることをお願いすることが考えられます。

○これからのPTA活動は、共働きなど、様々な事情の保護者に参加していただく工夫や見直しが必要となります。

<参考1 PTA関連法規等>

○日本国憲法（抜粋）

第21条 集会、結成及び言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する。

※日本国憲法第21条において、国民は誰しも自由に結社することが保障されている。このため、国民は誰でも希望すれば、「任意加入の団体」としてのPTAを結成・解散及び参加・脱退することができる。

○父母と先生の会のあり方について 昭和42年6月23日 社会教育審議会報告（抜粋）

一、目的、性格について

父母と先生の会（PTA）の目的は、「児童生徒の健全な成長をはかる」ことにある。児童生徒の健全な成長をはかるためには、学校と家庭と社会とが、それぞれ教育の責任を分担し、協力しあうことが大切であるが、とくに、児童生徒の教育に直接責任をおう学校と家庭の協力体制が必要である。この協力体制は、さらに地域社会における児童生徒の教育についても重要な役割を果たすものである。

二、構成について

なお、この会の目的達成のためには、会の趣旨に賛同する親と教師が自主的にできるだけ多く参加することが望ましい。

※PTAの結成・加入を義務付ける法律の規定はない。

<参考2 PTA活動運営事例>

事例（1） ～PTA会員の意識向上～

（方 策）役員ではない全てのPTA会員を協力委員とし、年に1回、何らかの活動に参加してもらう。

（ねらい）①役員の負担の軽減 ②PTA活動内容を知ってもらう ③当事者意識を持ってもらう

（効 果）①パトロールや動員の協力を切り離すことで、役員の負担を軽減することができる。

②参加してもらう活動を割り振るためのリストを配布することで、活動内容をより多くの会員に知らせることができる。

③実際に活動に参加してもらうことで、会員の意識向上を図ることができる。

事例（2） ～役員選出方法の工夫～

（方 策）学級単位ではなく学年単位で各部門の役員（成人・広報等）を選出するために、年度末に「学年役員選出の手順」と「PTA活動希望調査」に関する文書を現在の卒業生を除く、全世帯に配布し提出を依頼。年度末に役員の選出会を行い、次年度の役員を決定する。

（ねらい）①卒業学年での選出役員の負担軽減 ②学級単位での役員選出の困難解消

（効 果）①年度末に新役員が決まるので、子供が卒業した次年度に旧役員が説明に来校する必要がなくなり、負担を軽減することができる。

②学級単位で役員を選出する方法では、保護者同士で仲良しの方が同じ学級になったら、同じ役員はできなかつたが、仲良しの方と同じ役員なら希望してもよいという場合に、保護者の人間関係に配慮した役員の選出をすることができる。（役員希望者がいない場合を除く）

【問合せ先】埼玉県教育局市町村支援部家庭地域連携課

電話番号：048-830-6972

メールアドレス：a6975@pref.saitama.lg.jp